2023年８月

調査票見本

※この調査票見本はWebで回答するための準備等にご使用ください

居宅介護支援事業所の管理者の皆様

三菱ＵＦＪリサーチ＆コンサルティング株式会社

令和５年度老人保健健康増進等事業（老人保健事業推進費等補助金）

「地域包括ケアシステムにおけるケアマネジメントのあり方に関する調査研究事業」

介護報酬改定の影響等に関するアンケート
ご協力のお願い

拝啓　時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

弊社では、今年度、厚生労働省老人保健健康増進等事業（老人保健事業推進費等補助金）による「地域包括ケアシステムにおけるケアマネジメントのあり方に関する調査研究事業」を実施しております。

本アンケートは、全国の居宅介護支援事業所の皆様を対象に、介護報酬に関するアンケートを行い、今後の介護保険制度の検討に資する基礎資料を得るために実施するものです。

なお、本集計結果に基づく検討結果や提案をまとめた報告書全文につきましては、弊社ホームページにて、令和６年４月頃に掲載する予定です。

ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、本アンケートを行う趣旨についてご理解賜り、ぜひとも、ご回答いただけますようお願い申し上げます。

本アンケートは、以下のインターネット上のアンケートサイトより回答の入力をお願いいたします。

入力期限は、**令和５年９月１１日（月）**です。期限までに入力をお願いいたします。

アンケートサイト　<https://rsch.jp/eqt3/?care>

**※事業所が休止中または廃止の場合は、本調査へのご回答は不要です。**

なお、アンケートの結果は統計的に処理されますので、個別の事業所情報が公表されることはございません。

敬具

|  |
| --- |
| **【ご回答いただくにあたって】**◆**利用目的*** ご回答いただいた内容は、施策検討の基礎資料としてのみ利用いたします。また、すべて統計的に処理されますので、個々の調査票のご回答や結果が、調査実施者以外に知られることはございません。

◆**回答方法等について**・このアンケートは、特に期日明記している設問以外はすべて**2023（令和５）年７月31日（月）時点**の状況でお答えください。・「１つ選択」「いくつでも選択」など回答数が指定されています。あてはまる項目にその数だけ選択してください。また、設問によっては、回答を具体的にご記載いただくものもあります。・数字をご記載いただく設問について、該当する人等がいない場合は「０」とご記載ください。・ 回答が難しい場合は、未記入で進むことができます。・ 調査票見本は、アンケートサイトのトップページからダウンロードいただくことができます。・ Webでご回答いただきますので、記入した調査票見本はご返送いただく必要はございません。◆アンケートサイトの機能・ 回答の修正：「前のページに戻る」ボタンを押すと、ページを遡って回答を修正することができます。なお、各ページの「次へ」ボタンを押すと当該ページの回答が保存されます。「次へ」ボタンを押す前に「前のページに戻る」を押した場合、そのページの回答はクリアされてしまいますので、ご注意ください。・ 回答内容の出力：回答の送信前に、全設問の回答内容が一覧として表示されます。回答内容の一覧ページを印刷していただくことで、お手元に回答の控えを残すことができます。**・ 回答の確定：最終の「送信」ボタンを押すと回答が確定されます。必ず、「送信」ボタンを押してください。****※送信ボタンを押した後は、回答の修正ができなくなりますので、ご注意ください。****※途中保存はできませんのでご注意ください。万が一、途中で閉じてしまった場合は、お手数ですが一から入力してください。**　 |

|  |
| --- |
| ◆問い合わせ先　三菱ＵＦＪリサーチ＆コンサルティング株式会社共生・社会政策部　担当：鈴木陽子、荻野、野田、国府田（コウダ）研究開発第２部（名古屋）　伊與田（イヨダ）〒105-8501　東京都港区虎ノ門5-11-2TEL：03-5459-4763　※受付時間：10:00～12:00、13:00～17:00※土日祝日は除きます。E-Mail：care@murc.jp ※お問い合わせはできるだけメールにていただけますと幸いです。 |

※お問い合わせをいただく際は、下記、個人情報の取扱いに同意の上、ご連絡いただければと存じます。

|  |
| --- |
| ◆個人情報の取扱いについて1．お預かりする氏名、ご連絡先等の個人情報は、当社において、本調査の問い合わせへの回答に関するご連絡の目的に限って利用し、厳重に管理いたします。2．お預かりする個人情報は、当社の「個人情報保護方針」（https://www.murc.jp/corporate/privacy/）及び「個人情報の取扱いについて」（https://www.murc.jp/privacy/）に従って適切に取り扱います。3．お預かりする個人情報は、法令等に基づく場合を除き、ご本人の同意なく第三者には提供いたしません。4．お預かりした個人情報は、本事業担当である厚生労働省に対して提供する場合がございます。また、業務委託により当社以外の第三者にその取り扱いを委託する場合がございます。そうした場合には、十分な個人情報保護の水準を備える者を選定し、契約によって個人情報の保護水準を守るよう定め、個人情報を適切に取り扱います。5．お預かりした個人情報の開示、訂正、利用停止等若しくは利用目的の通知のご請求、または個人情報に関する苦情のお申し出、その他の問い合わせにつきましては、本調査の照会先までご連絡ください。6．ご回答いただけない場合、本調査に関するお問い合わせに関し、弊社からお答えできない場合があります。 |

# １．貴事業所の状況

|  |  |
| --- | --- |
| 設　問 | 回　答　欄 |
| Q1．貴事業所の所在地 | 　　　　　　　 　都・道・府・県　　　　　 　 　　市・区・町・村 |
| Q2．貴事業所の法人の形態（１つ選択） | 1. 社会福祉法人（5.を除く）
2. 医療法人
3. 営利法人（会社）
 | 1. 特定非営利活動法人（NPO法人）
2. 社会福祉協議会
3. その他（　　　　　　　　　　　　　　　　）
 |
| Q3．所属する法人や法人グループが実施している介護保険サービス事業所、施設・住宅について、全て選んでください。そのうち、貴事業所に併設ないし隣接しているものに◎をつけてください。（いくつでも選択）※貴事業所に併設ないし隣接する事業所・施設・住宅：同一建物内や同一敷地内の別の建物内の事業所・施設・住宅、及び道路を挟んで隣接する事業所・施設・住宅が該当します。 | 1. 訪問介護
2. 訪問入浴介護
3. 訪問看護
4. 訪問リハビリテーション
5. 居宅療養管理指導
6. 通所介護
7. 通所リハビリテーション
8. 短期入所生活介護
9. 短期入所療養介護
10. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
11. 夜間対応型訪問介護
12. 地域密着型通所介護
13. 認知症対応型通所介護
14. 小規模多機能型居宅介護
15. 看護小規模多機能型居宅介護
 | 1. 認知症対応型共同生活介護
2. 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
3. 貴事業所以外の居宅介護支援事業所
4. 介護老人福祉施設
5. 介護老人保健施設
6. 介護療養型医療施設
7. 福祉用具貸与・特定福祉用具販売
8. 特定施設入居者生活介護
9. 介護医療院
10. 養護老人ホーム（23以外）
11. 軽費老人ホーム（23以外）
12. その他の介護保険サービス
13. サービス付き高齢者向け住宅（23、29以外）
14. 有料老人ホーム（23、28以外）
15. その他の介護関係施設・住宅（　　　　　　　　　　　　　　）
 |
| Q4．職員数（数字記入） | 常勤 | 非常勤 |
| 居宅介護支援事業所に専従 | 併設ないし隣接事業所と兼務 | 居宅介護支援事業所に専従 | 併設ないし隣接事業所と兼務 |
| 実人数 | 常勤換算※ | 実人数 | 常勤換算※ |
| 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| ※常勤換算＝　　　　　　　　　　　　従事者の１週間の勤務延べ時間数（残業は除く）　　　　　　　当該事業所において常勤の従事者が勤務すべき１週間の時間数（所定労働時間）・なお、常勤換算は、小数点以下第１位まで記入してください（小数点以下第２位を四捨五入）。得られた結果が0.1に満たない場合は「0.1」と記入してください。・常勤換算以外は整数となり、小数点のついた数字とはなりません。 |
| Q5．延べ利用者数（数字記入）令和５年７月１か月間の要介護度別延べ利用者数 | 要支援１・２ | 要介護１～２ | 要介護３～５ |
| 人 | 人 | 人 |
| Q6．特定事業所加算の算定状況についてうかがいます。（１つ選択） | 1. 特定事業所加算（Ⅰ）
2. 特定事業所加算（Ⅱ）
3. 特定事業所加算（Ⅲ）
 | 1. 特定事業所加算（Ａ）
2. 1～4のいずれも算定していない
 |
| Q7．令和４年度と比較して、居宅介護支援の提供に係る費用は、全体的にどのように変化していますか。（１つ選択） | 1. 増えた
2. 変わらない
3. 減った
 |
| （Q7で、「１」に回答した方のみ）Q8．増えた費用についてお答えください。（いくつでも選択） | 1. 人件費
2. 賃借料
3. 光熱水費
4. その他（　　　　　）
 |
| （Q7で、「３」に回答した方のみ）Q9．減った費用についてお答えください。（いくつでも選択） | 1. 人件費
2. 賃借料
3. 光熱水費
4. その他（　　　　　）
 |

# ２．入院時情報連携加算について

令和５（2023）年５月～７月の３か月の期間の実績に基づいて回答してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 設　問 | 回　答　欄 |
| Q10．令和５年５月～７月の３か月間に入院した延べ利用者数（数字記入） | 　　　　　　　　　人※該当の３か月間に同じ利用者が２回入退院をした場合、２人とカウントしてください。※ただし、同じ月に２回以上入退院をした場合は、１人とカウントしてください。 |
| Q11．令和５年５月～７月の３か月間の入院時情報連携加算の算定状況についてうかがいます。（いくつでも選択）「1」「2」を選択した場合、それぞれ延べ人数の合計と入院後、情報提供を行うまでの期間別の内訳を記入してください。※該当期間に同じ利用者が２回算定した場合、それぞれカウントしてください。※ただし、同じ月に２回以上入退院をした場合は、１人とカウントしてください。※入院日を起算日（１日目）としてカウントしてください。 | 1. 入院時情報連携加算Ⅰの算定あり

|  |  |
| --- | --- |
| 延べ利用者数合計 | 入院後、情報提供を行うまでの期間 |
| １日 | ２日 | ３日 |
| 人 | 人 | 人 | 人 |

1. 入院時情報連携加算Ⅱの算定あり

|  |  |
| --- | --- |
| 延べ人数合計 | 入院後、情報提供を行うまでの期間 |
| ４日 | ５日 | ６日 | ７日 |
| 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |

1. いずれも算定無し
 |
| （Q11で、「１」または「2」に回答した方のみ）Q12．利用者の情報提供は主にどのように行いましたか。（いくつでも選択） | 1. 訪問面談
2. 電子メール
3. FAX
4. 郵送
 | 1. 電話（音声）
2. オンライン会議方式
3. SNS・連携プラットフォーム
4. その他の方法（　　　　　　　　　　　）
 |
| Q13．医療機関への情報提供の際に使用している様式についてうかがいます。（いくつでも選択） | 1. 厚生労働省が示している様式（入院時情報提供書）
2. 連携先の医療機関の指定する様式
3. 事業所の独自様式
4. 地域で作成した様式（保険者、医師会等）
5. その他様式（ 　　　　　　　　　　　　　　　　）
 |
| Q14．入院した利用者に対して、入院時情報連携加算を算定しなかった場合の主な理由・事情は何ですか。（いくつでも選択）※令和５年５月～７月の３か月間の実績に基づいて回答してください。 | 1. 医療機関から情報提供の要請がなかった
2. 医療機関の担当者の特定に時間を要し、算定要件の期間を超過して提供した
3. 情報提供の日程や手段・方法に関する医療機関との相談協議に時間を要し、算定要件の期間を超過して提供した
4. 医療機関への情報提供に関して、利用者や家族との相談協議に時間を要し、算定要件の期間を超過して提供した
5. 情報提供の内容整理や提供様式の作成に時間を要し、算定要件の期間を超過して提供した
6. 算定要件の期間内に情報提供を行ったが、業務が多忙で申請できなかった
7. その他の事情（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）
8. 入院時情報連携加算を算定しなかった利用者はいない
9. 当該期間に入院した利用者はいない
 |

|  |  |
| --- | --- |
| Q15．利用者の入院時に、利用者の情報を医療機関に早急に提供する必要がある理由、速やかに情報提供することの利点についてうかがいます。（いくつでも選択） | 1. 医療機関が一から情報を収集せずとも、利用者の基本情報を早急に確認することができる
2. 治療等に必要となる利用者の心身状況、配慮事項等を早急に共有することができる
3. 治療に関する本人や家族の意向を早急に共有することができる
4. 入院時の対応体制を早急に構築することができる
5. 自宅での生活状況を踏まえた支援を、入院後早急に提供することができる
6. その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）
7. 特に無い
 |
| Q16．医療機関から大よそどの程度の期間内に情報提供を求められることが多いですか。（最も多い場合を１つ選択） | 1. 入院前
2. 入院日当日
3. 入院２日目まで
4. 入院３日目まで
 | 1. 入院１週間以内
2. その他（　　　　　　　　　　　　　　　）
3. 特に期限を求められることはない
 |
| Q17．利用者の入院時に、医療機関から求められている情報提供のタイミングに対して、実際のタイミングについてうかがいます。※加算の算定に関わらず、情報提供を行った利用者についてお答えください。※令和５年５月～７月の３か月間の実績に基づいて回答してください。（１つ選択） | 1. 対象となった利用者全員に対して、遅れなく提供した
2. ごく一部の対象利用者に対して、提供の遅れが生じた
3. 半数以上の対象利用者に対して、提供の遅れが生じた
4. その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）
5. 情報提供を行った利用者はいない・当該期間に入院した利用者はいない
 |
| （Q17で、「2」「3」に回答した方のみ）Q18．情報提供のタイミングが遅れた理由についてうかがいます。（いくつでも選択） | 1. 利用者や家族に対し、医療機関への情報提供について確認が取りづらいため（個人情報の共有等）
2. ケアマネジャー側の業務が忙しく、情報提供する時間の確保が難しいため
3. 医療機関側の窓口（担当者）の特定に時間を要するため
4. 医療機関側の時間の確保、予約が取りづらいため
5. 医療機関によって情報提供の書式等が異なり、書類作成に時間を要するため
6. 情報提供のための書式が通常業務で作成している書類と大幅に異なり、書類作成に時間を要するため
7. その他　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）
 |

# ３．公正中立性の確保に関わる取組について

令和３年度介護報酬改定において、ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、

・前６か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

・前６か月に作成したケアプランにおける訪問介護等のサービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

を利用者に説明することが義務づけられましたが、当該取組について、以下の設問にご回答ください。

|  |  |
| --- | --- |
| Q19．貴事業所では、具体的にどのような方法で説明していますか。（いくつでも選択） | 1. 貴事業所の重要事項説明書に記載して、貴事業所との利用契約締結前に説明している
2. 別途、説明用資料を作成し、貴事業所との利用契約締結前に説明している
3. その他の方法（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）
4. 当該取組を知らない
 |
| （Q19で、「１」～「３」に回答した方のみ）Q20．当該取組によって、利用者の事業者選択にどのような傾向が見られますか。（全体の傾向として当てはまるものを１つ選択） | 1. 利用割合が高い事業者とは別の事業者を選択する傾向にある
2. 利用割合が高い事業者を選択する傾向にある
3. 特段の傾向は見られない
4. その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）
 |
| Q21．当該取組は、公正中立性の確保に有効であると感じますか。（１つ選択） | 1. 感じる
2. まあ感じる
3. どちらともいえない
 | 1. あまり感じない
2. 感じない
3. わからない
 |
| Q22．公正中立性確保に関わる取組の課題・要望について、自由に記入してください。 |  |

# ４．研修について

|  |  |
| --- | --- |
| Q23．実務に関する法定外研修について、開催・参加しているテーマをお答えください。（いくつでも選択） | 1. 現在抱えている処遇困難ケースについての具体的な対応方法
2. 過去に取り扱ったケースについての問題点及びその改善方策
3. 地域の事業者や社会資源の活用方法
4. 保健医療及び福祉に関する諸制度
5. ケアマネジメントに関する技術
6. 利用者からの苦情があった場合の対応方法
7. 利用者からのハラスメントへの対応方法
8. その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）
9. 実務に関する法定外研修について、開催・参加していない
 |

|  |  |
| --- | --- |
| Q24．地域共生社会に関する法定外研修について、開催・参加しているものをお答えください。（いくつでも選択） | 1. 地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムと介護支援専門員に求められる役割
2. 地域共生社会の実現に向けて地域包括ケアを実現していくためのケアマネジメントと必要な保健医療福祉サービス
3. 地域共生社会の実現に必要な介護保険事業計画、地域福祉計画などの計画と理解
4. 地域共生社会の実現に向けた他法他制度の活用や他の職種との連携相互理解
5. 生活保護施策、生活困窮者施策
6. 障害者施策
7. 難病施策
8. 仕事と介護の両立支援施策
9. ヤングケアラー関連施策
10. 社会福祉法と重層的支援体制整備事業関連施策
11. 関連する機関やボランティア等との連携協力ネットワークの構築
12. その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）
13. 地域共生社会に関する法定外研修について、開催・参加していない
 |
| Q25．所属するケアマネジャーが研修を受講する際の費用負担について、法人から補助していますか。（それぞれ１つ選択） | ＜法定研修＞1. 法人が全額補助している
2. 法人が一部補助している
3. 法人は補助していない（全額自己負担）
 | ＜法定外研修＞1. 法人が全額補助している
2. 法人が一部補助している
3. 法人は補助していない（全額自己負担）
 |
| Q26．所属するケアマネジャーが研修を受講する際、業務時間扱いとしていますか。 | ＜法定研修＞1. 業務時間として扱っている
2. 業務時間として扱っていない
3. その他（　　　　　　　　　　　　）
 | ＜法定外研修＞1. 業務時間として扱っている
2. 業務時間として扱っていない
3. その他（　　　　　　　　　　　　）
 |
| Q27．ケアマネジャーの育成・定着に向けて、取り組んでいることについてうかがいます。（いくつでも選択） | 1. 階層別職員研修の実施（事業所・法人内）
2. 多職種合同研修への参加（法人内/法人外）
3. 法人内のキャリアパスの設定、見える化
4. 事業所内のキャリアパスの設定、見える化
5. キャリアシートや研修計画の作成
6. キャリア面談の実施
7. 資格取得支援
8. メンター制度（先輩職員による各新人の相談支援）の実施
9. 定期昇給制の設定、向上
10. ベースアップ
11. その他（　　　　　　　　　　　　　　　）
 |

# ５．短期入所療養介護の利用について

|  |  |
| --- | --- |
| Q28．総合医学管理加算を算定した利用者の有無についてうかがいます。※令和３年４月～現在までの実績に基づいて回答してください。（１つ選択） | 1. いる　→人数（　　　人）
2. いない

※総合医学管理加算：治療管理を目的に短期入所療養介護（介護老人保健施設）を緊急的に利用した方に算定可能。令和３年度改定で新設。 |
| Q29．算定している利用者がいない（少ない）理由についてうかがいます。（いくつでも選択） | 1. 短期入所療養介護で治療管理を行うことのできる事業所（老健）がないため
2. 利用者・家族が短期入所療養介護での治療を望まないため
3. 短期入所療養介護での治療について、主治医の理解が得られないため
4. 総合医学管理加算が新設されたことを知らなかったため
5. 総合医学管理加算を算定した場合、区分支給限度額を超えてしまうため
6. 緊急的に医療的ケアが必要となった場合の対応について、ケアマネジャーに相談がないため
7. その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）
 |

# ５．回答者情報

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所名 |  |
| 住所 |  |
| 電話番号 |  |

アンケートは以上です。ご協力誠にありがとうございました。